

川 情 審 査 答 申 第 3 号
平成 15 年 3 月 27 日

川口市教育委員会
委員長 田 中 一 宏 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 兼 子 仁

川口市情報公開条例第 16 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 14 年 10 月 15 日付け川教学発第 479 号により諮問のあった件について、別紙のとおり答申します。

記

「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理についての学校から市教委への市内小中学校全校の回答書」についての非公開決定に対する不服申立て（諮問第 3 号）

別紙

諮詢第3号（情報公開）

答申

1 審査会の結論

本件異議申立てにかかる公文書は存在しないと認められる。

2 異議申立ておよび審査の経緯

- (1) 本件異議申立人○○○○氏（以下「申立人」という。）は、平成14年9月27日、川口市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について」（川教学第344号）の学校からの回答文書（以下「本件文書」という。）の公開を請求した。
- (2) 実施機関は、平成14年10月15日、前記(1)の請求につき、川口市情報公開条例（以下「条例」という。）11条2項に基づく不存在を理由に非公開決定をした。
- (3) 申立人は平成14年10月21日付異議申立書により、実施機関に対し、行政不服審査法6条の規定に基づき異議申立てを行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて平成14年11月8日付けで実施機関から条例16条の規定に基づく諮問を受けた。
- (5) 当審査会の本件審査に際し、実施機関から平成14年11月8日付けの理由説明書の提出を受け、申立人から平成14年11月22日付けの意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成15年1月15日に、実施機関の職員から事情聴取を行った。
- (7) 申立人は、平成15年1月29日に、補佐人とともに口頭による意見陳述を行った。

3 申立人の主張の要旨

- (1) 本調査は、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課よりの依頼に伴い、県教育委員会が埼玉県の全学校を調査対象とし、同委員会からの文書には「本調査は情報公開の対象となりますので、申し添えておきます」との文言が記されていて、川口市教育委員会の各学校への依頼書にもその旨の記載がある。
- (2) 市教育委員会は、この調査にあたり、職専免研修承認時の手続で、承認するにあたっては、研修承認願の他に研修内容、研修項目を記した研修計画の提出を義務付けているのか、または義務付けていないのか等3項目、また、職専免研修終了時の手続で、終了後、報告書の提出を義務付けているのかいないのか等6項目の独自の調査を行ない、全小中学校校長に回答を求めている。
- (3) 以上述べた本件文書の性質および内容からして、本件文書を廃棄することはありえない。また、もし、廃棄されたとすれば、それは違法・不適切な行為であって、情報公開条例の目的や趣旨および条文ならびに川口市教育局文書管理規程についての解釈に誤りがある。
- (4) なお、本件文書が廃棄されたとすれば、その背景には、平成14年7月の文部科学省の通知により、夏季休業期間の職専免研修の取扱いが従前と異なるものとなったことがある。

4 実施機関の主張の要旨

- (1) 本件文書について

文書公開請求のあった「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理についての学校から市教委への市内小中学校の回答書」は県教育委員会から実施機関への調査依頼に基づく、実施機関から各学校長への調査依頼の回答であり、FAXでの回答を求め

たものである。

(2) 不存在の理由

本件文書は、調査統計の基礎データである。したがって、教育局文書管理規程39条「保管文書の選別」の2項による「前項の保存をする必要のない文書の取扱いに關し必要な事項は、文書分類基準で定める」とされ、文書分類基準の「保存する必要のない文書取扱い」で「1 保存する必要がない文書は積極的に廃棄することにより、文書量の軽減化、文書管理の適正化を図る。」と示され、さらに、「2 保存する必要のない文書とは、次に掲げるもののうちで、後日参照の必要のないものとする。」と規定されており、その(1)で、「調査及び統計などの基礎となった調査票」に該当する文書である。

なお、教育局文書管理規程50条で規定される「保存する必要のない文書の廃棄」では「文書主任は、第39条の保存をする必要のない文書について、課長の承認を得たとき又は当該文書の完結した日の属する年度若しくは年の末日を経過したときに廃棄するものとする。」と規定されている。

したがって、申立人が請求した請求文書は、調査および統計などの基礎となった調査票に該当する文書であり、依頼主の県教育委員会への報告をもって速やかに廃棄したものである。

例えば、同様な調査として、周年行事予定調査、教師用教科書数調査、学校公開日予定調査、司書教諭資格を持つ教員数調査など、市および県の統計資料作成に当たっての各学校の実態把握の調査票と類似するものである。

(3) まとめ

申立人が述べている「本調査は情報公開の対象となりますので申

し添えておきます」と県教育委員会ならびに実施機関が記しているにもかかわらず廃棄した、と申立人は主張しているが、県教育委員会の依頼文における文面どおり、すでに県において調査内容、調査結果、県内公立小中学校ごとの調査数は公開されており、したがって、各学校が調査回答した調査内容について、実施機関が県教育委員会に報告した各学校ごとのデータも公開されている。

そもそも、申立人が主張している回答文書は、県教育委員会が実施機関に依頼した際、形式、様式は示されておらず、実施機関が任意に作成したものである。したがって、市教育委員会が必要事項に関する集計処理が終わり、依頼主の県教育委員会へ報告を完了した時点で、保存する必要のない、廃棄してよい文書であると判断し、速やかに廃棄した。

5 審査会の判断

(1) 本件文書の作成およびその後の経緯は次の通りである。

ア 平成14年9月9日(月)、埼玉県教育委員会より教育局生涯学習部市町村教育課長名で、川口市教育委員会教育長に対し「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について(依頼)」と題する調査依頼がなされた。

イ 同月11日(水)、実施機関は、県からの上記依頼を拡大した「夏季休業期間における公立学校の教職員の勤務状況について(依頼)」と題する書面を作成し、学務課長名で市内の各小・中学校長に送付した。

ウ 同月13日(金)、同日を締切りとする各学校長から上記書面に回答を記入した本件文書がFAXで実施機関に送付された。

エ こうして、川口市内の各小中学校から実施機関に送られた本件

文書は、同月 17 日までに同委員会で、本件文書に記載された数が集計され、新たな文書が作成され、同文書が埼玉県教育委員会に提出されている。

オ そして、その後本件文書は同月 20 日（金）までの間に廃棄処分されたことが認められる。

(2) 以上の経過からして、本件文書は平成 14 年 9 月 20 日までには廃棄され、その後なされた本件公開請求時においては存在しなかつたと認められ、その他、本件文書の存在を推認できるような事情はこれを見出すことはできない。

(3) よって、条例 11 条 2 項に基づき、本件文書の不存在を理由として公開しないとした実施機関の処分そのものには誤りはなく、本件文書の存在を主張する申立人の主張は認められない。

なお、公開請求の対象文書が物理的に存在しないとしても、当審査会としてはその廃棄に至った経緯につき調査すべき責務があると考えるので、以下本件文書の廃棄に至る経緯につき、その違法性および不当性につき判断することとする。

(4) 廃棄の適法性について

ア 川口市教育局文書管理規程 39 条 1 項は、「文書主任は、保管をしている文書を 1 事案ごとに文書分類基準に従い、保存をする必要がある文書と保存する必要のない文書に選別しなければならない」と定めている。また、文書分類基準によれば、「調査及び統計などの基礎となった調査票」については、これを保存する必要のない文書と掲げられている（保存する必要のない文書取扱い 2 (1)）。

イ そして、川口市教育局文書管理規程 50 条は「文書主任は、第 39 条の保存をする必要のない文書について、課長の承認を得た

とき又は当該文書の完結した日の属する年度若しくは年の末日を経過したときに廃棄するものとする」と定めている。

ウ 本件文書は、調査および統計などの基礎となった調査票と認められ、また、その廃棄の手続につき、課長の暗黙の了解のもとに文書主任によって行なわれており、この廃棄に至る手続に違法な点があったとまではいうことができない。

エ よって、実施機関の本件文書の廃棄が違法とは認められない。

(5) 廃棄の相当性について

ア およそ行政機関においては、保存する必要のない文書については、これを積極的に廃棄することにより、文書量の軽減化や文書管理の適正化を図ることは必要である。本件文書の記載内容についても、集計後その数字は埼玉県に提出されていて、統計資料としてはあえて保存が求められるものではないものとも考えられる。

イ しかしながら、本件文書は、実施機関から川口市立の全小中学校へ報告を求めたものへの回答書であり、結果的には不用であつたにせよ実施機関では県からの学校調査事項に加えて独自の事項につき各校長にその回答を求めていること、また、統計数字である以上、算定や転記にあたりミスが生じる可能性があること、さらに申立人が主張するようにこの調査が平成14年7月の文部科学省の通知により、その取扱いが従前と異なった夏季休業期間の職専免研修に関するものであったことなどの調査の重要性をも考えると、本件文書は「後日参照の必要があったもの」と認めざるをえない。前記文書管理規程においても、保存する必要のない文書の要件としては、「後日参照の必要がないものとする」と示されている（「保存する必要のない文書取扱い」2項）。

ウ 以上の諸事情に加え、本件文書の廃棄が、「保存する必要のない文書取扱い」3項に定める「簿冊」に保管されることもなく、文書取得後わずか1週間（そのうち3日間は休日）という短期間に廃棄され、その際の記録等も全く残っていないこと、また、実施機関が各学校長への依頼文書に「本調査は情報公開の対象になりますので、ご配慮下さい」と記載していたことからも、本件文書につき後日情報公開請求がされることが十分予想できたこと等を考え合わせれば、本件文書廃棄に至る経緯には違法とまではいえないまでも、条例の趣旨や目的からして相当性を欠く取扱いがあったことは否定できない。

エ よって、審査会は、実施機関である川口市教育委員会に対し、今後は行政文書につき適正な取扱いをするよう求めるものである。

平成15年3月27日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 飯塚 肇

委員（会長） 兼子 仁

委員 馬橋 隆紀